

問合せ先

清水海上保安部 交通課

電話 054-355-0225 FAX 054-355-0226

工事・作業等許可申請書作成要領

清水海上保安部 交通課

I 申請書の提出様式、提出期日について

工事・作業許可申請書は第9号様式により、着手希望日の1ヶ月前までに元請業者が申請して下さい。（第9号様式は、本要領の末尾に添付してあります。）

II 申請書類及び綴順

1 工事・作業許可申請書（第9号様式）

以下添付書類

2 請負契約書・注文書等契約関係書類

3 他官庁の許可・届出書等の写し

4 位置図（全体・拡大図）

5 施行計画書

（1）目的

（2）期間

（3）作業区域図

（4）工程表

（5）施工フロー図

（6）施工方法

6 安全対策

7 安全管理体制

8 緊急時の連絡体制

9 その他（警戒船管理運用要領・磁気探査結果・水底土砂計量証明・使用船舶一覧・潜水土一覧・周知先一覧等）

III 第9号様式の記載要領

1 申請先 あて名

特定港及び特定港以外の港則法適用港であて名が次のとおり異なるので注意して下さい。

（1）清水港における工事・作業は、清水港長

（2）田子の浦港における工事・作業は、田子の浦港長

（3）戸田港、静浦港、沼津港、焼津港、大井川港、榛原港、相良港、御前崎港及び浜名港における工事・作業は、清水海上保安部長

2 申請者

元請者（請負契約書での請負者）が申請して下さい。

3 目的及び種類

単に契約名のみではなく、具体的工事名を記入して下さい。

記載例：令和〇年度 港湾災害復旧工事 だけではなく

↓

「令和〇〇年度 港湾災害復旧工事 〇〇港〇〇岸壁補修工事」と記入する

4 期間及び時間

(1) 「期間」は、契約工期ではなく、許可申請にかかる工期を記入して下さい。

具体的には、**海上での実質工期（稼働率を加えた工期）**と予備日。

(2) 「時間」は、実作業時間を記入する。

単に日の出～日没と記入せずに、作業時間を具体的に記入して下さい。

冬季は、日没時間が早くなることから注意して下さい。

夜間作業を実施する場合には、「時間」の後に「夜間作業あり」を明記して下さい。

(夜間作業の安全対策が追加されます。)

記載例 1：期間 令和〇〇年 10月 1日～11月 3日

(予備日 11月 4日～11月 15日)

時間 午前 8時 00分～午後 5時 00分

記載例 2：期間 令和〇〇年 10月 1日～11月 3日

(予備日 11月 4日～11月 15日)

時間 午前 8時 00分～日没

記載例 3：期間 令和〇〇年 10月 1日～11月 3日

(予備日 11月 4日～11月 15日)

時間 日の出 ～ 午後 7時 00分 (夜間作業あり)

5 区域又は場所

(1) 港内の水域又は防波堤等で実施する場合には、区域として「港名、港区」又は「港名、防波堤名」を記入するとともに「詳細は別添図参照」と記入して下さい。

記載例 1：清水港 第 3 区内 (詳細は別添図参照)

記載例 2：御前崎港 西防波堤 (詳細は別添図参照)

(2) 岸壁・海岸・河川等で実施する場合は、施工地の「港名、港区」及び岸壁等の名称、地名・河川名と施工地名を記入するとともに「詳細は別添図参照」と記入して下さい。

記載例 1：静岡市清水区日の出町

清水港第 2 区日の出埠頭 4 号岸壁 (詳細は別添図参照)

記載例 2：静岡市清水区松井町

清水港第 2 区巴川左岸 (詳細は別添図参照)

記載例 3：静岡市清水区三保〇〇番地地先

清水港第 3 区真崎海岸 (詳細は別添図参照)

6 方法・その他

方法欄には施工方法等、その他欄には船舶に対する事故防止措置、参考事項等を記載する必要がありますが、記載スペースが十分でないことから、「別添のとおり」と記載し、施工計画書、事故防止措置及び参考事項等を作成し添付して下さい。

7 添付書類

添付書類については、別添「添付書類作成要領」により、書類を入手するとともに作成して下さい。

8 その他注意事項

(1) 内容変更

工事・作業に変更等が生じた場合には速やかに手続きをして下さい。

変更の内容により、内容変更許可申請が必要な場合と内容変更届の場合がありますので、事前に交通課航行安全係に相談して下さい。

※内容変更が生じた際は、改めて水域利用者へ周知をお願い致します。

(様式は添付資料参照)

ア 内容変更許可申請（発注者からの指示書、契約書（写し）を付けてください）

- ・ 工期の変更（延長）
- ・ 施工時間変更（夜間作業の実施）
- ・ 施工区域の変更
- ・ 施工方法の変更（新規作業の追加）
- ・ 安全対策の変更の有無
- ・ その他

イ 内容変更届

- ・ 内容変更許可申請以外の事項

添付書類作成要領

1 請負契約書・注文書又は発注証明書の写し

発注者名と受注者名が確認できるものを入手し添付して下さい。

書類が遅れる場合には、指示書又は工事依頼書等を添付し、書類が整い次第差換えて下さい。

電子契約の場合には、契約が判るものの写しを添付して下さい。

2 他官庁の許可書等の写し

港湾管理者の許可書又は届出書の写しを添付して下さい。

他官庁で審査に時間を要するものについては、許可申請書の写しまたは「〇〇に申請中」と記載した紙を添付し、許可後に許可書と差換えて下さい。

3 位置図

工事实施場所を判断するために全体図（小縮尺のもの）及び拡大図を添付して下さい。

※詳しい位置図、航路、及び港則法適用海域等は、インターネット上の「海しる」というサイトでご確認下さい。

4 施工計画書

(1) 目的

工事・作業の目的を記入して下さい。

(2) 期間

契約工期ではなく、申請工期を記入して下さい。

(3) 作業区域図

拡大図で次の内容が判るように作成して下さい。

イ 作業区域の範囲

ロ 作業船の配置、アンカーの位置等

ハ 作業区域から対岸までの可航幅

(港内・運河又は河川等の狭い場所、航路付近で実施する場合は、航路までの離隔距離)



ロ 専門用語を避けて、判りやすく簡潔な内容で作成して下さい。

ハ 埋立区域への浚渫区域からの土砂運搬等、定期的な船舶がある場合にはサイクルタイム表を作成して下さい。(一日あたりの運航隻数、運搬土量等を明確にして下さい。)

ニ 工事区域明示等のために標識灯等を設置する場合は、設置場所を記入するとともに標識灯等の性能表を記載して下さい。(標体の色、灯色、灯質、光達距離等)

※ブイの場合は、通常標体の塗色、灯色は黄色です。

ホ 曳航船舶がある場合は、曳航姿図を添付して下さい。(曳航全長を記入)

※曳航長は引船の船首から被えい物件の後端までの長さ

ヘ 資材等の運搬がある場合は、運搬経路図を添付して下さい。

ト 潜水士の作業がある場合は、具体的な作業内容(場所・潜水方式等)を記載して下さい。

チ ケレン作業等、海洋生物・錆屑等を落とす作業を実施する場合は、作業内容とともに、以下の例に準じて記載して下さい。

(例) 「作業時には床面または海底に(必要に応じて側面にも)養生シートを敷き、落下や飛散の無いようにいたします。また作業終了後は、床面または海底の清掃を実施し確実に落下物を回収し陸上処分いたします。」

リ 深淺測量をする際は、対象海域内での測量船の航行経路及び深淺間隔を記載して下さい。

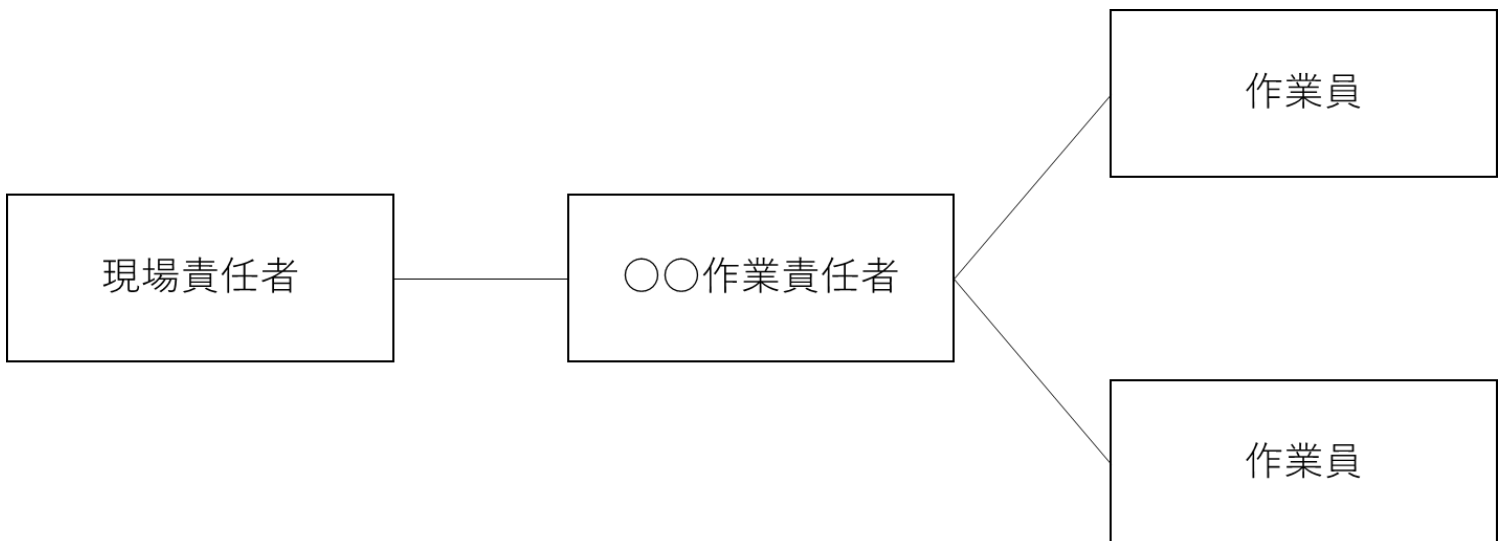
5 安全対策

各作業時の主な安全対策を「別紙1」記載例を参考にして、作業内容に合わせて作成して下さい。

なお、記載例はそのまま使用せず、実施する工事・作業の形態にあわせて記載して下さい。

6 安全管理体制

管理体制を作成し記入して下さい。(現場の責任者を明確にして下さい)



7 緊急時連絡系統図

海上保安部の緊急時の連絡先は、局番なしの 118 番を記入して下さい。

相良港から浜名湖までの海域で作業を行う場合は御前崎海上保安署を記入して下さい。

(清水海上保安部への緊急連絡は、054-353-0118 番を記入し、通常時として、054-355-0225 を入れて下さい。)

記載例 1：清水海上保安部 054-353-0118

118

054-355-0225(通常時)

記載例 2：御前崎海上保安署 0548-63-4999

8 警戒船管理運用要領

警戒業務における警戒業務管理者及び専従警戒要員は、管理講習及び業務講習の受講証明書の写しを添付して下さい。

9 関係者への周知状況

周知先一覧表及び周知用リーフレット等を添付して下さい。

10 気探査結果報告書

浚渫、杭等の打込みがある場合は添付して下さい。

河口の浚渫は、原則浚渫毎に磁気探査の結果報告が必要になります。

11 水底土砂の計量証明書及び土砂分析結果

水底土砂の海洋投入等がある場合には添付して下さい。

※海洋投棄する場合は、投入先の管理者と調整が図られている旨を記載

12 用船舶一覧表

用途（施工時の用途）、船名、総トン数、全長、幅、深さ、船舶番号、船長氏名（船を操船する可能性のある人すべて）、免許の種類、有効期限（船、人）等を一覧表にして添付して下さい。

※ 船舶検査証書、海技免状等の写しを添付する必要はありません。

用途	船名	トン数	全長・幅・深さ	船舶番号	有効期限（船）	船長氏名	免許の種類	有効期限（人）
作業船	〇〇丸	〇〇t	〇m×〇m×〇m	第〇〇-〇〇〇号	R7.5.6	海保 太郎	一級小型	R7.5.8
浚渫船	××丸	〇〇t	〇m×〇m×〇m	第〇〇-〇〇〇号	R8.6.12	海保 次郎	第〇級海技士	R11.12.9
曳航船	□□丸	〇〇t	〇m×〇m×〇m	第〇〇-〇〇〇号	R6.2.24	うみまる	小型/特殊	R11.6.1
監視船	△△丸	〇〇t	〇m×〇m×〇m	第〇〇-〇〇〇号	R9.12.8	うーみん	二級小型	R9.3.11

13 潜水士一覧表

潜水士の作業がある場合は、潜水士一覧表（氏名、年齢、免許番号、取得年月日）を作成して添付してください。

※ 潜水士免許証等の写しを添付する必要はありません。

14 水域利用者への周知

施工区域周辺海域の水域利用者（漁協、マリーナ等）には、確実にリーフレット等を用いて事前に周知をお願いします。

15 その他

必要に応じて作業船避難位置図及び作業船夜間停泊位置図を添付して下さい。

（夜間停泊時の灯火の有無、灯質も記載して下さい。）

安全対策記載例

船舶の使用がある場合

- 1 現場には許可書又は許可書の写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 船上には専従の警戒員（見張員、監視員）を配置し、警戒にあたります。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げるとともに、同法及び港則法の規定事項を遵守します。
- 4 通行船舶に支障がある場合は作業を中断し、作業船を移動するか又はアンカーワイヤーを緩めて通航路を確保します。（スパットを使用する場合は、アンカーワイヤーの記載は不要）
- 5 ロープを取り付けた器具を曳航して使用する調査を行う場合は、絡索を防止するため、事前に船長と手順等の確認を行います。
- 6 夜間作業は実施しません。
（夜間作業を実施する場合は、別途夜間作業の安全対策を策定すること。）
- 7 作業開始前には、始業点検を実施します。
- 8 作業船等の乗組員及び作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 9 材料、資機材等が海面へ落下しないよう措置を講じます。
- 10 流出の恐れがあるものには、所有者名を表示します。
また、流出防止措置を講じます。
- 11 万一、工事用資機材等が流出した場合は、直ちに清水海上保安部に通報するとともに全力で発見回収します。
- 12 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。
風速〇〇m/s 以上、波高〇〇m以上、視程〇〇m以下、
地震・津波に関する注意報等が発令されたとき
- 13 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- 14 作業中は、警戒船（監視船）〇隻を配備します。
- 15 作業船のアンカー位置を示す標識（形状・灯色・灯質等）を設置します。
（作業船がアンカーを張出して作業をする場合に記載）
- 16 作業中、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに清水海上保安部に通報し、その指示に従います。
- 17 岸壁に船舶が着離棧時及び着岸中は作業を実施しません。
（作業区域内にバースがある場合）
- 18 近隣岸壁への入出港船の動向を事前に確認して作業を実施します。
- 19 危険物積載船舶から30m以内では、作業を実施しません。
（作業区域の近隣に危険物取り扱いバースがある場合）

安全対策記載例

船舶の使用がない場合

- 1 現場には許可書又は許可書の写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべての作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒員（見張員、監視員）を配置し、警戒にあたります。
- 3 夜間作業は実施しません。
（夜間作業を実施する場合は、別途夜間作業の安全対策を策定すること。）
- 4 作業開始前には、始業点検を実施します。
- 5 作業員には救命胴衣等の保護具を装着させます。
- 6 材料、資機材等が海面へ落下しないよう措置を講じます。
- 7 流出の恐れがあるものには、所有者名を表示します。
また、流出防止措置を講じます。
- 8 万一、工事用資機材等が流出した場合は、直ちに清水海上保安部に通報するとともに全力で発見回収します。
- 9 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。
風速〇〇m/s 以上、波高〇〇m以上、視程〇〇m以下
地震・津波に関する注意報等が発令されたとき
- 10 作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、「緊急時連絡系統図」により関係先へ連絡します。
- 11 岸壁に船舶が着離棧時及び着岸中は作業を実施しません。
（作業区域内にバースがある場合）
- 12 危険物積載船舶から30m以内では、作業を実施しません。
（作業区域の近隣に危険物取り扱いバースがある場合）
- 13 近隣岸壁への入出港船の動向を事前に確認して作業を実施します。
- 14 作業開始前にガス検知を行い、可燃性ガスがないことを確認するとともに、作業中も常時ガス検知を行いガスが検知された場合は直ちに作業を中止します。
（危険物バースで作業を実施する場合）

安全対策記載例

潜水作業の安全対策

- 1 潜水作業は、フーカー式（スクーパー式）により実施します。
- 2 作業前には潜水者の健康状態の確認及び潜水機材の点検・整備を行います。
- 3 作業中は潜水土士船上等（船舶を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入）の見やすい場所に国際信号旗「A」旗（A 旗を表す信号板）及び「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- 4 潜水土士船上等（船舶を使用しない場合は、栈橋上等）には補助員及び専従の警戒員（監視員）を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により接近しないよう注意を喚起します。
- 5 潜水土士と補助員等との連絡は、水中電話（その他の方法を使用する場合は、連絡方法を具体的に記入）で行います。
- 6 潜水作業は、2名1組のバディーにて実施します。（スクーパー式で作業を実施する場合）
- 7 気象・海象情報に留意し、次の場合は作業を中止するとともに、これ以下であっても状況に応じて中止します。
風速〇〇m/s 以上、波高〇〇m以上、視程〇〇m以下、潮流〇〇ノット以上
地震・津波に関する注意報等が発令されたとき

※ その他、作業の内容により次の安全対策を追加記載してください。

- 8（大型船の船底付近で作業を実施する場合）
推進器及び船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打合せを行い、事故を防止するための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。
また、潜水作業実施中の周知ポスターを船橋、機関室内等に貼り乗組員に周知徹底します。
- 9（クレーンを使用して、消波ブロック設置等の作業を行う場合）
消波ブロック吊出しの際は、潜水土士が安全な場所に退避したことを確認してから実施し、上下作業とならないようにします。（その他、実際の作業の安全対策を記載）

安全対策記載例

危険物専用岸壁等における火気使用の安全対策

- 1 工事を行う前に栈橋側責任者と工事内容等について十分な打合わせを行います。
- 2 火気を使用する場合は、作業開始前にガス検知を行うとともに作業中も随時実施し、安全確認を行います。
- 3 最寄りの消火栓にホースを接続し、直ちに使用できるようにします。
- 4 現場付近に持運び式消火器を用意し、直ちに使用できるようにします。

安全対策記載例

夜間作業の安全対策

- 1 照明設備を配置し、作業に必要な照度を確保します。
- 2 照明は、船舶交通の妨げとならないよう照射方向及び照度等について考慮します。

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

(清水港長/清水海上保安部長) 殿
(特定港以外の港にあっては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

内容変更許可申請書

年 月 日

殿

申請者住所
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	
許可番号	
許可期間 及び時間	
変更期間 及び時間	
変更内容	
変更理由	

担当者氏名
電話

内容変更届

年 月 日

殿

申請者住所
氏 名

印

目的及び種類	
区域又は場所	
許可年月日	
許可番号	
許可期間 及び時間	
変更期間 及び時間	
変更内容	
変更理由	

担当者氏名
電話